

川崎市公告第1199号

川崎都市計画道路の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）ほか関連案件の都市計画の変更等を予定しています。都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１６条第１項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成１２年川崎市規則第６３号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第２条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和８年９月１日

川崎市長 福田 紀彦

１ 都市計画の内容

（１）都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画道路の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）
- イ 川崎都市計画道路の変更（３・２・３号富士見鶴見駅線の変更）
- ウ 用途地域の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）
- エ 高度地区の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）
- オ 防火地域及び準防火地域の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）
- カ 地区計画の変更（小田栄地区地区計画）
- キ 地区計画の変更（小田栄西地区地区計画）

（２）都市計画を定める土地の区域

- ア 川崎都市計画道路の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）

（ア）追加する部分

なし

（イ）削除する部分

なし

（ウ）変更する部分

川崎市川崎区 南町、日進町、元木１丁目、元木２丁目、渡田新町１丁目、
渡田新町２丁目、渡田向町、渡田３丁目、渡田４丁目、渡田東町、小田栄１丁目、
小田栄２丁目、田島町、鋼管通３丁目及び鋼管通４丁目地内

イ 川崎都市計画道路の変更（３・２・３号富士見鶴見駅線の変更）

（ア）追加する部分

なし

（イ）削除する部分

なし

（ウ）変更する部分

川崎市川崎区 渡田東町、小田栄１丁目及び小田栄２丁目地内

ウ 用途地域の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）

（ア）追加する部分

なし

（イ）削除する部分

なし

（ウ）変更する部分

川崎市川崎区 渡田新町２丁目、渡田向町、渡田４丁目、渡田東町、
小田栄１丁目、小田栄２丁目、田島町、鋼管通３丁目及び鋼管通４丁目地内

エ 高度地区の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）

（ア）追加する部分

なし

（イ）削除する部分

なし

（ウ）変更する部分

川崎市川崎区 渡田向町、渡田東町、小田栄１丁目、小田栄２丁目及び
田島町地内

オ 防火地域及び準防火地域の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）

（ア）追加する部分

なし

（イ）削除する部分

なし

（ウ）変更する部分

川崎市川崎区 元木２丁目、渡田新町２丁目、渡田４丁目、小田栄１丁目、
小田栄２丁目及び鋼管通４丁目地内

カ 地区計画の変更（小田栄地区地区計画）

（ア）追加する部分

なし

（イ）削除する部分

なし

（ウ）変更する部分

川崎市川崎区 小田栄2丁目及び鋼管通4丁目地内

キ 地区計画の変更（小田栄西地区地区計画）

（ア）追加する部分

なし

（イ）削除する部分

なし

（ウ）変更する部分

川崎市川崎区 小田栄2丁目地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

（1）日 時 令和8年11月2日（月）午後7時から

（2）場 所 川崎市役所本庁舎2階 201・202会議室（川崎市川崎区宮本町1）

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

（1）提出期間 令和8年10月2日（金）から10月16日（金）まで

（2）提 出 先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎市川崎区宮本町1）

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

（1）説明会

ア 日 時 令和8年10月1日（木）午後7時から午後8時30分まで

イ 場 所 川崎市役所本庁舎 2階ホール（川崎市川崎区宮本町1）

(2) 縦 覧

ア 日 時 令和8年10月2日(金)から10月16日(金)まで

イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階)

川崎区役所市政資料コーナー(川崎市川崎区東田町8)

川崎区役所田島支所仮庁舎(川崎市川崎区田島町20-23)

川崎市立川崎図書館(川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク4階)

※都市計画課、川崎区役所、田島支所は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで、並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。